

仮住居契約書（二者契約用）

市営住宅建替事業の実施に伴う仮住居及び仮住居の使用料等の支払について、堺市（以下「甲」という。）と入居者（以下「乙」という。）との間で次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（賃貸借物件）

第2条 この契約の対象となる賃貸借物件（以下「物件」という。）は、次のとおりとする。

所在地			
規模			
家賃	月額 円	共益費	月額 円
駐車料	月額 円	仲介あっせん料	円
保証金 (敷金)	円	左のうち返還 されない金額	円
賃貸借開始日	年 月 日		

2 乙は、この物件の内容に変更があった場合は、直ちに甲に報告しなければならない。

（賃貸借の目的）

第3条 乙は、物件を甲の市営住宅建替事業に基づく仮住居として使用し、その他の目的に供してはならない。

（使用料等の支払）

第4条 乙は、物件の家賃、共益費、保証金（敷金）その他居住に必要な経費を当該賃貸者に支払うものとする。

2 甲が乙に支払う費用は、次のとおりとする。

家賃相当額（月額）	円
共益費相当額（月額）	円
駐車料相当額（月額）	円
保証金（敷金）相当額	円
仲介あっせん料相当額	円

3 甲は、この契約締結後、乙の請求により家賃、共益費及び駐車料（以下「家賃等」という。）相当額の当月分及び翌月分ならびに保証金（敷金）相当額及び仲介あっせん料相当額を直ちに支払うものとする。

4 翌々月から第9条に定める日の属する月までの家賃等相当額は、1箇月分を乙の請求があった日から25日以内に支払うものとする。

5 賃貸借開始日又は第9条に定める日が月の中途である場合、当該月の家賃等相当額は、日割計算により算出した額とする。ただし、仮住居賃貸借契約の内容により甲が必要と認めたときは、この限りでない。

（領収証の提出）

第5条 乙は、前条第3項又は第4項の請求時には、家賃等及び保証金（敷金）の領収証の写しを甲に提出しなければならない。ただし、領収証の写しを提出できない場合は、家賃等及び保証金（敷金）を支払ったことを証明するものを甲に提出しなければならない。

（入居承認日の通知）

第6条 甲は、甲の建設する建替住宅の完成予定日（以下「入居承認日」という。）を2箇月前までに乙に通知する。

（保証金の返還）

第7条 乙は、仮住居賃貸借契約の解約後、保証金（敷金）相当額から仮住居賃貸借契約における返還されない金額を控除した残金を直ちに甲に返還しなければならない。

（補修費）

第8条 乙は、入居期間内における仮住居の補修費等を負担するものとする。

（契約の失効）

第9条 この契約は、建替住宅入居承認日若しくは甲の承認する日又は
年 月 日をもって効力を失う。

（契約外の事項）

第10条 この契約の条項に疑義を生じたとき、またはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市
代表者 堺市長

印

乙 住所

氏名

印